地域包括支援センター運営協議会の運営等について

1 地域包括支援センター運営協議会の運営

地域包括支援センター運営協議会の概要

平成18年度から設置される地域包括支援センター(以下「包括支援センター」という。)の適切な運営,公正・中立性の確保その他包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため,「地域包括支援センター運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置する。

本市の運営協議会について

国は、複数の包括支援センターを設置する保険者にあっても運営協議会の 設置は1箇所でよいとされているが、本市では、各区・支所ごとで課題も異 なることから、区・支所単位にも運営協議会を設置する。

市単位で設置する運営協議会(以下「市運営協議会」という。)は,全市 の運営協議会の中核機関として,京都市民長寿すこやかプラン推進協議会に 位置付け,年間おおむね3回開催する。

また,区・支所単位で設置する運営協議会(以下「区・支所運営協議会」という。)は,現在開催している「在宅介護支援センター等運営協議会」を再編する形で設置し,年間おおむね4回開催する。

地域包括支援センター事業の調整・支援について

包括支援センター設置後についても,公正・中立的な立場での事業の実施 を図るため,福祉事務所が包括支援センターの事業の調整・支援を行ってい く。 地域包括支援センター運営協議会について

添付資料「京都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(案)」(以下「要綱」という。)参照

1 構成員について

- (1)市運営協議会(要綱第5条参照) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の委員
- (2)区・支所運営協議会(要綱第12条参照)
 - ア 保健,医療,福祉に関する事業者及び職能団体等
 - イ 保健,医療,福祉の利用者等の立場にある関係団体等
 - ウ 地域福祉活動等を担う関係者
 - エ その他包括支援センターの業務に鑑み適当と認められる者 福祉事務所が事務局,保健所及び消防署が構成員として関わる。 なお,包括支援センターは,構成員としてではなく,実績報告等行うために出席する。

2 所掌事務について

(1)市運営協議会(要綱第4条参照)

次の各項目について協議する。

- ア 包括支援センターの設置等の承認に関すること
 - ・担当する日常生活圏域,包括支援センターの設置・変更・廃止等
 - ・包括支援センターとしての事業(以下「包括支援センター事業」という。)の法人への委託又は包括支援センター事業を委託する法人の変更
 - ・包括支援センター事業の実施の委託を受けた法人による予防給付に係る事業の実施
 - ・包括支援センターが介護予防支援事業を委託することができる居宅介 護支援事業所の選定及び変更
- イ 包括支援センターの運営に関すること
 - ・包括支援センターの事業計画及び収支予算,運営方針・活動目標等に ついての審査
 - ・包括支援センターから提出され,区・支所運営協議会において協議された実績報告(事業報告及び収支決算)等に基づき,全市的な課題等の検討
- ウ 包括支援センターの適正運営,公正・中立性の確保を図るための基準 作成
 - ・包括支援センターが適正な運営を行い、公正・中立性を確保するため

- の基準(ガイドライン)の作成とその運用状況の確認
- エ 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築,包括支援センター事業を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって市運営協議会が必要と判断した事項
 - ・必要に応じて,各種ボランティア団体,NPO法人等の地域で活動を 行う団体等に運営協議会への参加を依頼

(2)区・支所運営協議会(要綱第11条参照)

次の各項目について協議する。

- ア 包括支援センターの事業に関する計画及び報告
 - ・運営方針・活動目標等の包括支援センターの事業に関する計画の審査
 - ・事業の取組状況,包括支援センターの3職種(保健師又は経験のある看護師 社会福祉士 主任介護支援専門員)の会議等の報告
- イ 包括支援センターの事業運営の評価
 - ・包括支援センターの運営方針・活動目標等の実績報告について,包括 支援センターの適正な運営,公正・中立性の確保を図るための基準に より,包括支援センターの事業運営を評価(チェック)
- ウ 地域の連携体制の構築,包括支援センター事業を支える地域資源の開発等に関すること
 - ・日常生活圏域ごとを基本として包括支援センターが中心となって開催 する地域ケア会議で明らかとなった課題等(関係機関の連携,対応困 難事例等)の解決の検討
 - ・住み慣れた地域での生活を支えるためにサービスを提供する地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援
- エ 地域の保健医療福祉サービスについて情報収集
 - ・各関係機関から保健医療福祉サービスについての情報の収集と提供
- オ その他地域包括ケアに関する事項であって区・支所運営協議会が必要 と判断した事項
 - ・必要に応じて,各種ボランティア団体,NPO法人,弁護士等の地域 で活動を行う団体等を運営協議会に参加依頼

センターの調整・支援について

介護保険制度の改正に伴い,現行の在宅介護支援センターが廃止となることから,基幹型在宅介護支援センター運営事業は,平成17年度末で廃止するが,今後についても次に掲げる事項について福祉事務所がセンターの事業を調整・支援していく。

(1)地域包括支援センター運営会議の定例開催

福祉事務所からの情報提供,包括支援センター間の情報交換,包括支援 センターが抱える課題等を検討する会議(地域包括支援センター運営会議) を開催し,センター間の取組に格差が出ないよう連携を図り,指導を行う。

(2)適正運営,公正中立性確保のための指導・助言

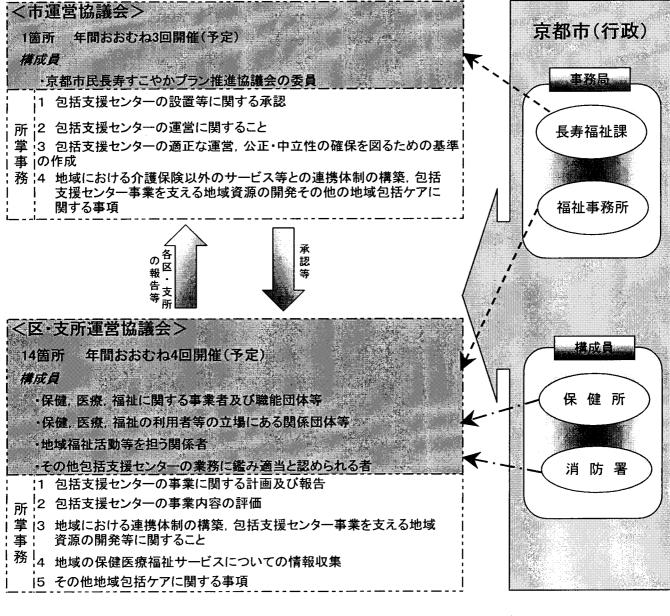
包括支援センターの事業計画,事業実績,事業の進捗状況を把握するためにヒアリング等を行うことにより適正運営を図るとともに,必要な助言・指導を行う。

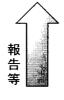
(3)地域の関係機関との連携促進の支援

包括支援センターが民生委員・老人福祉員,社会福祉協議会等の地域の 関係機関とのネットワークを形成できるよう支援を行う。

また,日常生活圏域ごとを基本に,包括支援センターが中心となって開催する地域ケア会議についても,その開催に必要な関係機関との連携調整等の支援を行う。

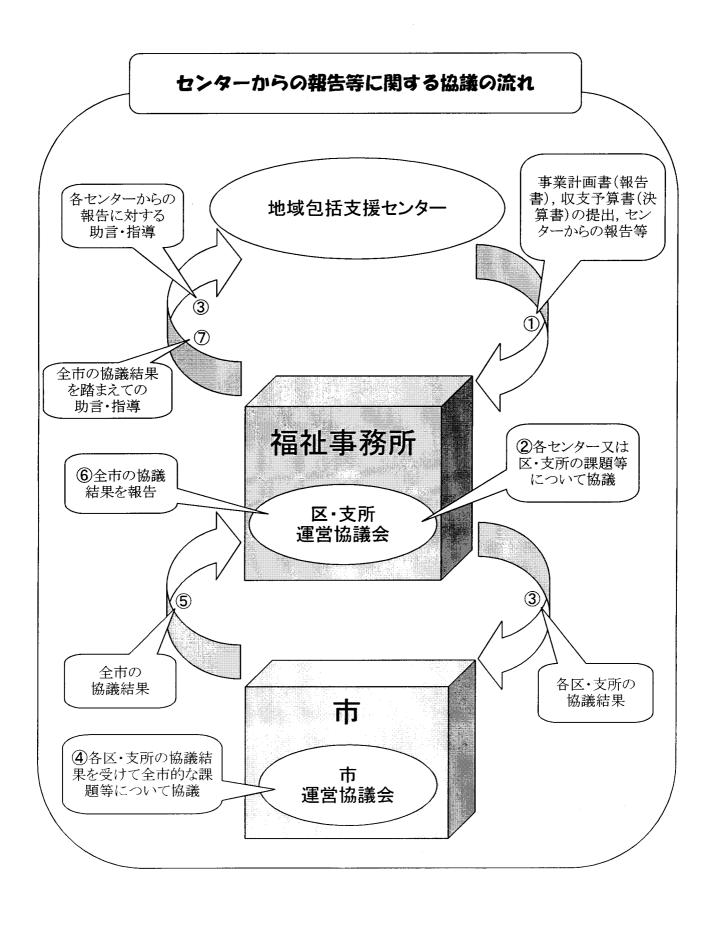
<地域包括支援センター運営協議会及び関係機関>

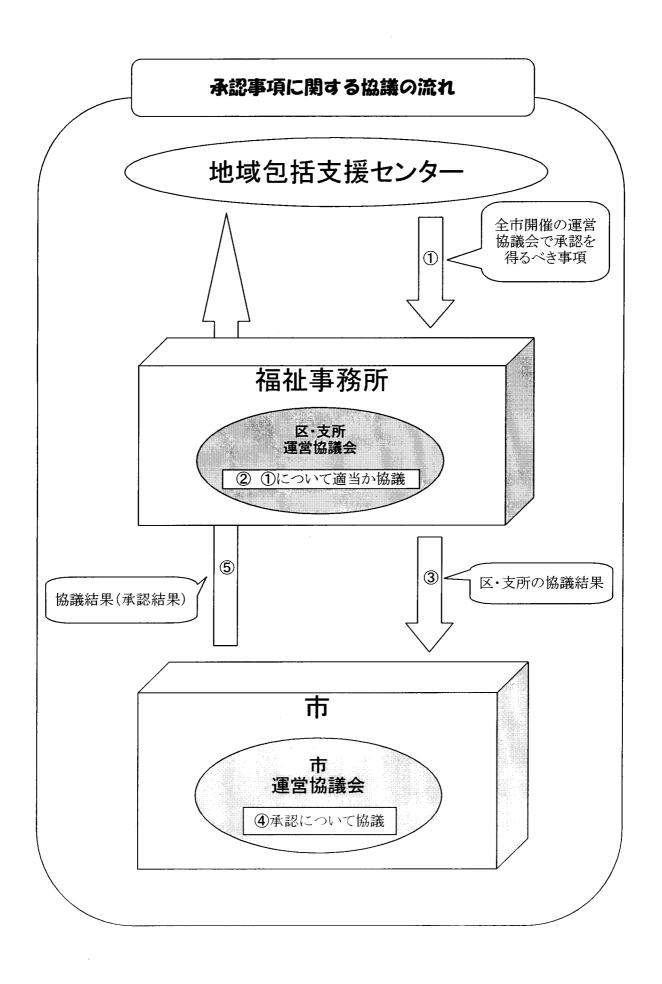






地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所)





センターの調整・支援等についてのイメージ図 地域包括支援センター 社会福祉上 主任介護支援専門員 包括的·継続的 総合相談支援事業 ケアマネジメント ·権利擁護事業 介護予防 ケアマネジメント 保健師又は経験のある 看護師 会議を主催 会議に出席、 実績報告等 計画, 実 績, 専門職 会議の報 センター 地域包括支援センター 運営会議 地域ケア会議 センター ・福祉事務所からの情報提供 ・センター間の情報交換 助言 ·指導 センター 地域の 関係機関 会議を主催, 会議に出席, 適正運営のた 福祉事務所 開催支援 めの指導, 関係機関との 連携促進 区•支所 運営協議会 センターの適正運営, 公正・中立性の確保のため協議

京都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(案)

第1章 総則(第1条~第3条)

(趣旨)

第1条 この要綱は,京都市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 地域包括支援センター(以下「包括支援センター」という。)の適切な運営,公正・中立性の確保その他包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため,市及び区・支所単位で運営協議会を設置する。

(用語)

第3条 この要綱において使用する用語は,介護保険法,京都市老人介護支援センター条 例及び地域包括支援センター運営事業実施要綱において使用する用語の例による。

第2章 市運営協議会(第4条~第9条)

(所掌事務)

- 第4条 市運営協議会(市単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ)は,次に掲げる 事項について協議する。
 - (1)包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア 包括支援センターの担当する圏域に関すること
 - イ 包括支援センターの設置,変更及び廃止に関すること
 - ウ 地域包括支援センターとしての事業(以下「包括支援センター事業」という。)の 法人への委託又は包括支援センター事業を委託する法人の変更に関すること
 - エ 包括支援センター事業の実施の委託を受けた法人による予防給付に係る事業の実施に関すること
 - オ 包括支援センターが介護予防支援事業を委託することができる居宅介護支援事業 所の選定及び変更に関すること
 - (2)包括支援センターの運営に関すること

年度ごとに,包括支援センターから,区・支所運営協議会(区・支所単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ)を通じて提出される書類に基づき,次に掲げる事項について協議する。

- ア 当該年度における事業計画及び収支予算の審査
- イ 前年度の事業報告及び収支決算
- ウ その他市運営協議会が必要と認める事項
- (3)包括支援センターの適正な運営,公正・中立性の確保を図るための基準の作成

(4)地域における連携体制の構築,包括支援センター事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアに関する事項であって市運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第5条 市運営協議会は,京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(以下「推進協議会」 という。)の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第6条 市運営協議会の委員の任期は,推進協議会の委員の任期を適用する。

(会長)

- 第7条 市運営協議会には会長を置く。
- 2 会長は,推進協議会の会長をもって充てる。
- 3 会長は,市運営協議会を代表し,会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第8条 市運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。
- 3 市運営協議会は,必要があると認めるときは,委員以外の者に対して,意見の陳述, 説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 市運営協議会の庶務は,保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

第3章 区・支所運営協議会(第10条~第14条)

(設置)

第10条 区・支所運営協議会は,区役所又は区役所支所(以下「区役所・支所」という。) ごとに設置するものとする。

(所掌事務)

- 第11条 区・支所運営協議会は,次に掲げる事項について協議する。
 - (1)包括支援センターの事業に関する計画及び報告
 - (2)包括支援センターの事業運営の評価
 - (3)地域における連携体制の構築,包括支援センター事業を支える地域資源の開発等に関する次に掲げる事項
 - ア 地域ケア会議で明らかとなった課題等の解決の検討
 - イ 地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援に関すること
 - (4)地域の保健医療福祉サービスについて情報収集
 - (5) その他地域包括ケアに関する事項であって区・支所運営協議会が必要と判断した 事項

(組織)

- 第12条 区・支所運営協議会は,次の各号に掲げる者及び団体等をもって構成する。
- (1) 保健,医療,福祉に関する事業者及び職能団体等
- (2) 保健,医療,福祉の利用者等の立場にある関係団体等
- (3) 地域福祉活動等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるものの他,包括支援センターの業務に鑑み適当と認められる者(招集)
- 第13条 区・支所運営協議会は,区役所・支所福祉部長(以下「福祉部長」という。)が 招集する。

(庶務)

第14条 区・支所運営協議会の庶務は,区役所・支所福祉部支援課又は支援保護課において行う。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか,運営協議会に必要な事項は所轄局長が定める。 附則

この要綱は,平成18年 月 日から施行する。

2 地域包括支援センターにおける公正中立性を確保するための指針 ~新予防給付のケアマネジメント業務について~(案)

【国の方針】

○地域包括支援センターは	,市町村長による介護予防支援事業者の指定を
受け、新予防給付のケア	マネジメント業務を行う。

- ○地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)は、新予防給付のケアマネジメント業務の一部(※)を厚生労働省令で定める者(指定居宅介護支援事業者)に委託することができる。
- ○市町村は、地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営、公正中立性の確保等を図るため、地域包括支援センター運営協議会(※)を設置しなければならない。

※新予防給付のケアマネジメント業務を委託できる範囲及び委託した場合の 地域包括支援センターにおける留意事項

業務内容	委託の 可否	地域包括支援センターにおける留意事項
利用申込みの受付	×	
契約の締結	×	・委託することについての本人の同意を得ること。
アセスメントの実施	0	・市町村から認定調査結果及び主治医意見書 を入手し、居宅介護支援事業者に交付する。
サービス計画原案の作成	0	・計画原案が適切に作成されているか,内容
サービス担当者会議の開催	0	が妥当であるかの確認を行う。
計画原案の説明, 同意	0	
計画書の交付	0	
モニタリング	0	
評 価	0	・居宅介護支援事業者が行った評価の確認を 行い,今後の方針等について必要な助言・ 指導を行う。
給付管理業務		
介護報酬の請求	×	・居宅介護支援事業者に委託費を支払う。
利用者, サービス提供事業 者との連絡・調整	0	

【本市の方針】

- ○全市単位の地域包括支援センター運営協議会(=京都市民長寿すこやかプラン推進協議会)において、地域包括支援センターの運営に係る 基本的事項・全市共通事項について協議する。
- ○区・支所単位の地域包括支援センター運営協議会において, 地域にお ける固有の課題について協議する。

地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に新予防給付の ケアマネジメント業務の一部を委託する場合の基準

1 地域包括支援センターが担当する要支援者の範囲について

地域包括支援センターが新予防給付のケアマネジメントを担当する介護予防支援の対象者は、地域包括支援センターの担当区域に居住する本市の被保険者のうち、要支援1又は要支援2と認定された者とする。

2 新予防給付のケアマネジメント業務の委託先について

新予防給付のケアマネジメント業務を委託することができる事業者は、次に掲げるいずれの要件も満たす指定居宅介護支援事業者であることとする。 (地域包括支援センターを設置する法人が運営する指定居宅介護支援事業所に新予防給付のケアマネジメント業務を依頼する場合を含む。以下同じ。)

- (1) 新予防給付ケアマネジメント従事者研修を受講した介護支援専門員を配置していること、かつ、当該研修修了者をもって新予防給付のケアマネジメント業務を行わせることを委託の条件とすること。
- (2)指定居宅介護支援事業所が地域包括支援センターと<u>同一又は隣接の区役</u> 所・支所管内(他市町を含む。)に所在していること。

3 新予防給付のケアマネジメント業務を委託できる要支援者の範囲につい て

新予防給付のケアマネジメントについては、新規申請により要支援と認定 された者については、原則として地域包括支援センターにおいて実施することとし、更新申請により要支援と認定された者であって状態の安定している 者については、委託することができるものとする。

なお、新規申請により要支援と認定された者であっても、次に該当する場合については委託することができる。

- (1) 新規申請により要支援と認定された者のうち、同一世帯の要介護者が指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けており、同一の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
- (2) 新規申請により要支援と認定された者のうち、同一世帯の要支援者が地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業者により介護予防支援を受けており、同一の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合

- (3) 新規申請により要支援と認定された者のうち、過去に要介護(要支援) と認定されていた期間があって、当該期間にケアマネジメントを担当して いた指定居宅介護支援事業者が新予防給付のケアマネジメントを実施す ることが適当と認められる場合
- (4) 要介護と認定されていた者が更新申請等により要支援と認定された場合であって、要介護と認定されていた期間に居宅介護支援を実施していた指定居宅介護支援事業者が引き続き新予防給付のケアマネジメントを実施することが適当と認められる場合
- (5) 本人又は家族が地域包括支援センターによる新予防給付のケアマネジメントの実施を拒否する場合

4 新予防給付のケアマネジメント業務の実施における公正中立な運営の確保について

新予防給付のケアマネジメント業務の実施に当たっては,介護予防サービス事業者との関係において,次の点に留意しなければならない。

- (1)地域包括支援センターは、新予防給付のケアマネジメントを実施する要 支援者に対し、同センターを設置する法人が運営する介護予防サービス事 業所のサービスの利用を不当に誘引してはならない。
- (2) 地域包括支援センターから新予防給付のケアマネジメントの委託を受けた指定居宅介護支援事業者は、ケアマネジメントを実施する要支援者に対し、同事業者が運営する介護予防サービス事業所のサービスの利用を不当に誘引してはならない。

5 利用者の選択と同意の確保について

- (1) 新予防給付のケアマネジメントを委託する場合は、地域包括支援センターが委託契約を締結する指定居宅介護支援事業者の中から、本人及び家族の意向を尊重して選定を行い、同意を得なければならない。
- (2) 要支援者が要介護と認定された場合は、本人及び家族の意向を尊重し、 本人及び家族が希望する指定居宅介護支援事業者との間において円滑に利 用契約を締結することができるよう必要な援助を行うこと。このとき、地 域包括支援センターは、同センターを設置する法人が運営する指定居宅介 護支援事業所及び介護サービス事業所のサービスの利用を不当に誘引して はならない。

6 地域包括支援センター運営協議会への報告について

- (1) 区・支所地域包括支援センター運営協議会は、上記の考え方を踏まえたうえ、地域の特性に鑑み、別に基準を定めることができる。
- (2) 地域包括支援センターは、定期的に、区・支所地域包括支援センター運営協議会に対し、センターの運営状況(介護予防マネジメントの実施状況、業務委託の状況等)を報告するものとする。
- (3) 区・支所地域包括支援センター運営協議会は、全市単位の地域包括支援センター運営協議会に対し、別に定める基準及び地域包括支援センターの運営状況を報告するものとする。

- 〇 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介 護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準(仮称)
- I 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ※ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、基本的に現在 の居宅介護支援の基準と同様とするが、
 - ① 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準の制定に伴い、運営基準と内容が重なる部分について所要の見直しを行うこと、
 - ② 以下の部分については、指定居宅介護支援における基準とは異なる内容の規定を 定めることとする。

1 人員に関する基準

(1) 従業者

指定介護予防支援事業者は、介護予防支援業務を実施するために必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する担当職員を置かなければならないこと。

(2) 管理者

常勤専従の管理者を置かなければならないこと。ただし、業務に支障がない場合に限り、当該指定に係る地域包括支援センターの業務に従事することができること。

2 運営に関する基準

- 介護予防支援の実施に当たっては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定するとともに、利用者本人を含めたサービス担当者会議等を通じ、専門的な見地から意見を求め、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標志向型の計画を策定すること。
- ・ サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月に1回聴取しなければならないこと。
- 少なくとも、サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス 提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、利用者の居宅を訪問し、面接を すること。利用者の居宅を訪問しない月は特段の事情がない限り、サービス事 業所を訪問しての面接や電話等により利用者と接触し、モニタリングを実施す ること。なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ず利用者 宅を直接訪問して面接を行うこと。

- 居宅介護支援事業者に対する介護予防支援業務の委託(以下「委託」という。)
 を実施する場合には、委託の方法等を定めた省令の規定に基づき適正に実施すること。
- Ⅱ 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、①利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援する、②利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う、③他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行う等の介護予防支援を行う上での留意事項等を規定すること。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

1 基本方針

事業者が事業の運営に当たって連携に努めるべき機関に、「地域包括支援センター」を追加すること。

2 人員に関する基準

(1) 従業者

指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員の員数の標準は、利用者の 数が35人又はその端数を増すごとに1人とすること。

(2) 管理者

管理者は、介護支援専門員でなければならないこと。

※ 既存事業所については、平成19年3月31日までの間は、介護支援専門員でない者をもって充てることができる。

3 運営に関する基準

「居宅介護支援の具体的取扱方針」の規定に以下の内容を追加すること。

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、 要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者 会議を必ず開催すること。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについ て、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によること で差し支えないこと。
- 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化すること。
- 介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならないこと。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとすること。
- · 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の 委託を受けるに当たっては、当該事業所の介護支援専門員1人当たり8件を上限

とするとともに、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮 しなければならないこと。

※ 既存事業所については、平成18年9月30日までの介護予防支援業務の委 託件数の上限は、適用しない。